

## デジタル・サイバーセキュリティワーキンググループ

### 運営要領

1. 本会議は、原則として非公開とする。ただし、会議の開催自体は、開催前に公表するものとする。
2. 議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長及び事務局が特に必要と認めるときは、その一部または全部を非公開とすることができます。
3. 本会議の配付資料は、原則として公開する。ただし、座長及び事務局が特に必要と認めるときは、その一部または全部を非公開とすることができます。